

広 報



The river of heaven

天川

Tenkawa



新春

天高く昇る龍のように、
みなさまの新しい1年が、
気持ち上向きに弾む年となりますように。

1

No.563

2024年1月1日発行

天の国 木の国 川の国



天川村長
車谷重高

新年明けましておめでとうございます。村民の皆様には、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。4期目を迎え、天川村の舵取りを任せていただいた責任の重さに、身の引き締まる思いでございます。本年も、村民の皆様のご理解・ご協力のもと、これまで培ってきた経験や、人とのつながりを活かし、村の発展のため鋭意努力して参ります。

さて、国は「地方創生」を提唱し、地域おこし協力隊をはじめ様々な施策により都市から地方への移住・定住を促進しようとしています。また、それに呼応し、価値観の多様化により、便利な都市での暮らしより、豊かな自然の中で自分らしくゆったりと暮らしたいと考える方も増えていきます。村としまして、この流れに乗り、天川村に魅力を感じる方々の移住・定住を積極的に取り込み、将来にわたり、活気のある村づくりを進めて参ります。

また、われわれが暮らす過疎地域は都市に比べると税収やインフラに乏しいですが、

地方交付税制度や過疎債・辺地債など財政上有利な地方債制度があり、都市に集中する税収を地方の発展のため再分配するしくみが構築されています。こういった有利な財源を積極的に活用し、必要なインフラ整備を行い、日々の暮らしの利便性を高めて参ります。過疎債をはじめとするこのような制度のおかげで、日本は世界の国と比べますと、都市と田舎の生活水準があまり変わらない仕組みができており、このことは世界に誇れることです。日本全国、隅々まで、過疎地域で幸福感を持った暮らしができる、そういった地域社会を我々が構築していくことが、日本の価値を高めることに繋がると考えます。

さて、本村における新年の取り組みについて述べさせていただきます。



まず、観光振興では、洞川温泉ビジャースセンターが4月下旬にオープンいたします。この施設は、繁忙期における洞川地区の渋滞緩和やみたらい遊歩道をはじめとする自然体験ツアーの拠点として約170台の駐車場を有しており、さらな

る観光振興に向け最大限その機能を発揮させていきたいと考えております。温泉の給湯は薪ボイラーで行いますが、薪ボイラーは村内3ヶ所目の導入となり、間伐材の利用促進や材の製造にかかる雇用の拡大、燃料費高騰の抑制など、様々なプラスの効果が見込まれます。薪ボイラーは、今後、さらにみずはの湯への導入に向けて検討して参ります。

また、本村を代表するみたらい遊歩道に関しまして、危険箇所や歩きにくいところ、景観が良くないところがあり、観光客の利便性向上を図るため、継続的な安全対策と景観のさらなる向上に努めて参ります。

次に、洞川地区で

進めている「キハダの森」事業は、村と財産区、それからモアツリーズを核としてS M B CやU G G（アグ）など企業の三者が連携し、昨年約80人の社員が植樹ツアーに来られました。「豊かな森を育む」という企業理念と村のビジョンがマッチした事業であり、キハダなど広葉樹の森づくりが進んでおり、また、植樹ツアーによる宿泊や観光な



ど村内の消費喚起を生んでいます。とらふぐ養殖は、現在約1,500匹のふぐが約1キロの大きさに成長し、一部は昨年末に出荷いたしました。試行錯誤しながらではありますが、担当する地域おこし協力隊の



努力により、生育に必要な環境、条件などのデータが概ね出そろってきました。今後は、天川村の新たな特産品として、村内の旅館、キャンプ場、飲食店などでの消費に向けた仕組みづくりや販路開拓を進めて参ります。また、洞川夏いちご栽培は、地域おこし協力隊2名により品種の特性を見定めながら、順調に栽培量を増加させております。県内飲食店などへの販売のほか、村内でも西友カフェのいちごパフェをはじめ加工品としても観光客に提供しており、天川村の観光力向上の一端を担っています。これらの事業は、未来に向けて活気のある村づくりのため、今まさに、蒔いた種が芽を出してきたところであり、将来、観光業とともに村の主たる産業として定着していけるよう、その成長を見守っていききたいと考えます。

次に、安全安心に関して、治水・砂防におきましては、布引谷をはじめとする砂防堰堤の堆積土砂除去について、国交省水管理局に要望を行い、提言書のなかでも重要事項として位置づけていただき、今後、撤去に向けた動きとなっていくと期待しています。また、河川の堆積土砂の除去に関しましても、国や県、関西電力に対し働きかけを行い、重点箇所の選定を行い、継続的な除去を進めて参ります。

また、地方道の整備に関しては、国道309号、県道高野天川線、大峯山公園線の改良事業について同時進行で複数箇所の整備を進めていただいております。村内、至る所で目に見えて整備が進んでおりますが、これからも全勢力を注ぎ要望・要請を行って参ります。

次に、教育・福祉に関しましては、幼保一元化、義務教育学校により、生まれてから15歳まで、切れ目のない一貫教育を受けられる環境が整い、さらに教育ICT化やふるさと学習など日々の授業においても教育内容を充実させることにより、子ども子育て環境のさらなる向上に努めて参ります。また、給食費の完全無償化や入園・入学等祝い金、修学旅行費助成など、経済的な面でも子育て世帯を支援して参ります。

また、もじみの里につきましては、利用

登録された方がいつでも、利用したいときに利用できるような利便性の向上を図るとともに、介護サービス等の質を高め利用者の方が充実した時間を過ごしていただけるよう努めて参ります。



最後になりますが、日本全体の人口が減少していくこれからの時代は、基礎自治体は何もしなければ、都市よりも遙かに早いスピードで人口は減少し、活気がなくなっていくと思います。先に申し上げましたように、本村が目指すビジョンをしっかりと見定め、過疎地域が活用できる有利な制度や財源をうまく活用し、将来にわたり元気で、活気のある村づくりを進めていききたいと考えます。

本年も、村民の皆様にとってすばらしい年となることを祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



令和5年度第2回 全国過疎地域連盟総会と要請活動

11月13日(月)、東京都の日本教育会館一ツ橋ホールにて令和5年度第2回全国過疎地域連盟総会が行われ、車谷村長が出席しました。総会には、田野瀬太道衆議院議員をはじめ多数の国会議員や総務省関係者が来賓として出席され盛大に行われました。

昨今、全国的な人口減少により財政力の弱い過疎地域は危機的な状況に直面しており、過疎対策事業債など有利な財源の確保はもとより、安心・安全な生活を守るための総合的かつ積極的な支援を国に要請していくことで意見の一致をみました。

最後に、全国過疎地域連盟の監事を務める車谷村長が「令和6年度過疎対策政府予算・施策に関する決議書」を朗読し、総会は閉幕しました。



全国過疎地域連盟総会



決議書朗読



▶ 鈴木淳司総務大臣への要請

また、総会に引き続き行われた連盟役員による国への要請活動では、鈴木淳司総務大臣や総務省の山越伸子地域力創造審議官はじめ過疎対策関連部署、さらに過疎関係国会議員のところに赴き要請書を手渡し、令和6年度の過疎関連予算の確保について強く要請を行いました。



▶ 山越伸子大臣官房地域力創造審議官、大瀧洋自治行政局過疎対策室長への要請

携帯電話不感地域の早期解消に向けた要望活動



11月8日(水)、携帯電話不感地域の早期解消に向け、奈良県岡野総務部長と共に、佐藤啓財務大臣政務官へ要望活動を行いました。

現在は村内多くの地域で携帯電話を使用することができませんが、川迫方面や蛇トンネルといった一部地域では未だに使用できない状態がつづいています。

このような状態を解消するため、整備に係る補助対象地域や要件の拡大、国から事業者に対して基地局の自主整備の働きかけ等について要望を行いました。

要望を受け、佐藤啓財務大臣政務官は、「前向きに検討して行く。」と回答をいただきました。

全国治水砂防促進大会へ参加



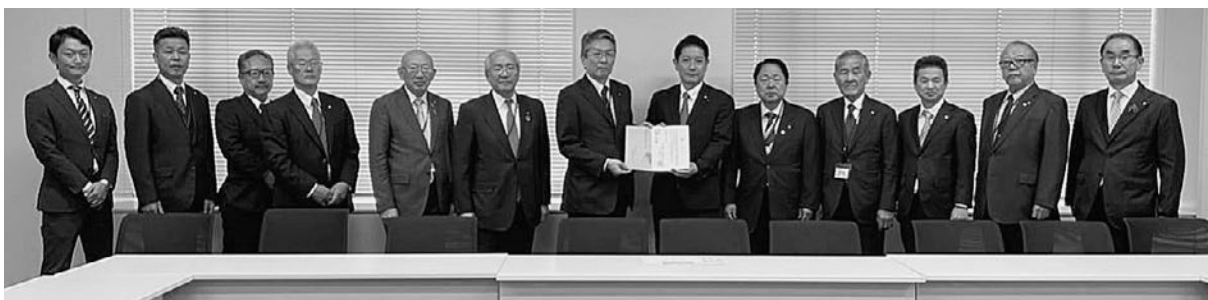
大会の様子

11月16日(木)、全国治水砂防促進大会が東京で開催され、全国治水砂防協会奈良県支部長として車谷村長が参加しました。

村長発案の【砂防堰堤に堆積した土砂の除石、特に土石流を捕捉した場合に緊急除石による早期の砂防施設の機能回復を図り、施設効果が最大限活かされるように取り組みを進めること】が大会の提言に盛り込まれ、今後の治水砂防の指針として取り組まれることになりました。

天川村の治水砂防の方向性が、全国的な流れに取り入れられたことは、村の治水砂防において大きな役割を果たすことになるでしょう。

田野瀬代議士への
要望活動



簡易水道整備促進全国大会・要望活動



全国簡易水道協議会会長表彰

11月21日(火)、簡易水道整備促進全国大会が東京で開催されました。

本年度は、簡易水道関係予算の所要額の満額確保・簡易水道等施設整備費の補助制度の拡充・簡易水道関係事業債の確保・簡易水道事業に対する地方財政措置の充実などを大会スローガンに一致団結、決意を新たに誓い合いました。

また、車谷村長は奈良県簡易水道協会会長としての過疎地域における安定的・継続的な水道事業を目指す取り組みへの功績が評され、全国簡易水道協議会会長表彰を受賞しました。

別日には、奈良県治山事業促進協議会と共に車谷村長を筆頭に、国会議員へ次年度の予算確保に向けて簡易水道の必要性や地域の実情を踏まえた要望活動を実施しました。

堀井巖氏に
要望



田野瀬太道氏
に
要望



要望活動 「奈良県にリニアを！」の会 ～～奈良県知事に提言書を提出～～



リニア中央新幹線は、東京ー大阪間を約60分で結ぶ国家プロジェクトで、東京ー名古屋間は2027年の開業を目指して工事が進められており、さらにその後、大阪まで延長する計画となっています。

11月29日(水)、奈良県内36の市町村で構成する「奈良県にリニアを！」の会が奈良県庁を訪問し、山下知事に提言書を提出しました。副会長を務める車谷村長は会長の檀原市長らとともに知事室を訪れ、奈良県内への中間駅の設置を確実とするため名古屋ー大阪間の環境影響評価に速やかに着手し、東京ー大阪間の一日も早い全線開通を目指すことなどを提言しました。

令和5年度 第9・10回 天川村ネイチャーガイド養成・フォローアップ講座を実施しました！

11月18日
参加者12名



第9回 天川村の地形と地質 講師 和田穰隆先生

奈良教育大学の和田穰隆先生に地形や地質の基本的な知識から天川村の特性的な内容までをわかりやすく教えていただきました。あいにくの雪によりフィールドワークは中止となりましたが、先生が持つてきてくださった溶岩や軽石に、直接手で触れて話を聞いたことで、より深く地質について学ぶことができる講座となりました。

第10回 ネイチャーガイド 救急法基礎講習 講師 奈良県広域消防組合



11月25日
参加者9名

安全にガイドを実施するために、「心肺蘇生法」「AEDの使い方」等を学びました。万が一、講座で学んだ内容を実践しないといけない事態に遭遇した際に、実際に動くことは難しいけれども、動くことで生存率が高まることを教わりました。また、救命講習の処置の方法や注意点が変わっており最新の情報を学ぶことができました。

第64回 吉野郡民体育大会出場



4年ぶりの開催となる第64回吉野郡民体育大会が行われ、本村はターゲットボードゴルフ大会・グラウンドゴルフ大会に出場しました。

ターゲットボードゴルフ大会は、11月19日(日)に本村役場裏スポーツ広場にて開催されました。出場選手は本村からは8名、下市町からは9名の合計17名であったため2町村対抗の団体戦・個人戦で行われました。出場選手の皆さんは精一杯のプレーで活躍され、団体戦では3位入賞、イ

ンコースのドライビングコンテストにて霜辻浩章さんが1位入賞されました。

グラウンドゴルフ大会は、12月3日(日)に川上村健民運動場にて行われました。吉野町・東吉野村・川上村・大淀町・下市町と本村を含めた計6町村、合計66名対抗の団体戦・個人戦での開催となりました。本村からは10名が出場し、出場選手の皆さんは思う存分のプレーを披露し日頃の練習の成果を発揮してくれましたが、残念ながら上位入賞することはできませんでした。

本年度の吉野郡民体育大会では他町村の選手の皆さんとも、互いのいいプレーに賞賛を送り合う場面もあり、勝ち負けだけではないスポーツの素晴らしさを感じられる大会でした。参加していただきました選手の方々に、ありがとうございました。

また来年度も天川村体育協会では村民グラウンドゴルフ大会を開催予定ですので、皆さまの多数のご参加をお待ちしております。

天川村人権教育講演会を開催しました



11月29日(水)山村開発センター大ホールにおいて、天川村人権教育講演会を4年ぶりに開催することができ、50人以上の方が参加されました。奥田会長の挨拶に続き、「悪質商法の被害にあわないために」と題して、落語家桂三扇さんによる講演会が行われました。

電話やテレビショッピング、送りつけ商法にあって金額を振り込んでしまったなど、自身の経験談を交えた出

来事を、おもしろおかしく話していただき、注意することやだまされない心得、そして消費者ホットライン「188」は絶対に忘れないでと参加者に強く訴えかけていました。

悪質商法は世代関係なく、日常生活の中で誰もが被害にあう可能性がある事を、この講演から皆さん学ばれたことでしょう。

最後は、三扇さんの創作落語と南京玉すだれで会場を沸かせました。



枚方市友好交流都市物産展に参加しました！！



11月18日(土)～19日(日)にニッペパーク岡東(大阪府枚方市)にて開催された「枚方市友好交流都市物産展」に参加しました。

当イベントには、枚方市が友好・交流都市として市町村連携を行っている6市町村が全国より集まり、各市町村の魅力を食べや工芸品などにより伝えたり、沖縄県名護市の三線に合わせて練り歩くなどし、会場内はかなりの賑わいを見せていました。

天川村は枚方市の市民交流都市として参加し、ボタン鍋の振る舞いや特産品の販売を行いました。来場者からは「暖まって美味しい」や「いつもこの商品を買いに来ている」など有り難いお声をいただきました。



スポーツ推進委員会「村民カローリング交流大会」開催

11月12日(日)に洞川地区の天川村立体育館にて、本村スポーツ推進委員会主催村民カローリング交流大会を開催しました。

カローリングは、氷上で行うカローリングを体育館等のフロアで手軽にできるように考えられた新しいスポーツです。性別、年齢を問わず誰でも楽しめるので、カローリングを通じての健康増進、体力向上、村内の交流を目的に開催しました。当日は初めて開催する大会にもかかわらず、子どもから大人まで合わせて21名もの参加がありました。

参加者は6チームに分かれて団体戦が行われ、激しい熱戦が繰り広げられました。参加



者の皆さんは的の真ん中に止める正確な投球や一投で大きく状況が変わるゲーム展開に盛り上がりながら、楽しんでプレーしました。また、各チーム内では「この角度から投げたらええんちゃう?」「こんな感じで投げたらどう?」など相談しながら、一体感のあるプレーがとて楽しそうで印象的でした。

天川村スポーツ推進委員会では、様々なスポーツを通じて村内の健康増進・体力向上に努めて活動しています。また来年度も、村民カローリング交流大会を開催したいと思えますので、今回参加頂いた方も、できなかった方も多数のご参加お待ちしております。



天川村くらし応援地域振興券をご利用になれましたか？

地域政策課
☎63-0321

天川村では、原油・物価等高騰の影響による日常生活への負担を少しでも軽減し、村内経済の活性化を図ることを目的として、1人あたり12,000円分の天川村くらし応援地域振興券を交付いたしました。

振興券が使用できる期限は、**令和6年1月31日(水)迄**ですので、期限が切れてしまう前にお早めにご利用ください。

振興券は、右のポスターやポップがあるお店で使用していただけます。

具体的な利用可能店舗については、天川村ホームページの新着情報にてご確認ください。



／てんかわ天和の里にて／ 天川村ホイスコーレ リビングラボコース開催しました



観光庁のインバウンド向けコンテンツ造成支援事業の採択を受けて、奈良フォルケ(任意団体)が、11月17日(金)19日(日)に天川村ホイスコーレリビングラボコース(天川村の地域課題を学び、解決策を考える勉強会)を開催しました。

ホイスコーレというのはデンマーク発祥の大人のための学校で約200年の歴史があり、大人になっても地域の中で学び続けられるという点で、日本の公民館の原型とも言われています。

今回はデンマーク社のCEO、ピーター・ユリウスさんを、村内からは山端聡さんを講師としてお招きし、5名の参加者と3名のスタッフで実施しました。

講座では、リビングラボという市民参加型の課題解決手法を学んだり、村の現状や課題を知るために村内の高齢者施設や温浴施設、お土産物屋やジェラート屋を訪ねました。てんかわ天和の里の講堂では、対話を中心とした学びも体験。参加者は2泊3日を過ごすことで、天川村の課題を深く知った後、解決すべき課題についても発表し、今後につながる学びの場となりました。

今後は、企業関係者、医療・介護関係者、行政、学生などを対象に定期的に開催していきたいと考えています。



中学生の「税についての作文」表彰

中学生が税について関心を持ち、正しい知識と理解を深めるところを目的として、全国納税貯蓄組合連合会並びに国税庁は毎年、中学生の「税についての作文」を募集しており、応募した天川小中学校からは3名の生徒が表彰を受けました。受賞された皆さん、おめでとうございます。

天川村長賞 受賞作文



「私たちの生活にある税の役割」

天川小中学校9年生 堀井 魁星

私たちの生活の中には様々な税があります。代表的なものを挙げると消費税や住民税、関税など、税の種類は多く、日本の税は46種類もあります。私は税について調べたとき、この種類の多さに驚きました。私が知っていた税は10種類ほどだったので「こんなに税があるけど何に使われているのだろう」と思い調べてみました。

調べてみると私たちが快適な生活を送るための公共サービスに使われていることが分かりました。道路や橋の整備や治安を守ってくれている警察など、あって当たり前と思っていたものは税金を払っ

奈良県納税貯蓄組合 総連合会会長賞 受賞作文



「税のありがた」

天川小中学校9年生 堀口 博匡

税金と言われても自分には関係ないものだと感じていた。関係があるのは働いている大人であって、僕たち子どもにはまだまだ遠いもの、そう思っていた。しかし、学校で税金について学ぶと、教科書や学校の生活、妊娠出産、予防接種や村の運営、すべてのことに関係があり、生活を支えていることが税金であることを学んだ。そして、そのことを知ったことで、僕も税金に対しての考えがわいてきた。

一つ目は、夏の天川村についてである。税金はもともと、村民が働いて得たお金から支払われたものである。いうならば村民の汗と涙と血の結晶である。そうしてみると、疑問に思う点がある。夏の天川村のごみ集めである。村外から来た人が出したごみ集めである。村外から来た人が出したごみを村が人件費、ガソリン代、袋代を出して集めている。日帰

奈良県納税貯蓄組合 総連合会会長賞 受賞作文



「調べた税金とあったこと」

天川小中学校9年生 京谷 洸希

日本には約五十種類の税金があるそうです。税金はサービスや施設を作ったりするときに莫大なお金が必要なため、それを国民で負担しているもののことを言います。今回、私は入湯税と国際観光旅行旅客税について調べてみました。

世界各国から愛されている日本文化の温泉ですが、それにも入湯税という税金がかかっています。入湯税は一九四七年に地方税法により定められ、各温泉地の施設管理や源泉保護、その地域の観光振興に役立っています。入湯税は法律上百五十円が標準とされていますが、各市町村で全額を定めることができます。温泉は日本独自の文化

ているからこそあるということに驚きました。つまり税という制度があるかないかは日本の景色も治安も変わってくるということ。イメージしてみると税が大切な働きをしていることが分かりました。

このこと以外にも税金は、社会にも重要な役割を果たしていることが分かりました。まず、税金は国や地方自治体の財源になっており、公共サービスや社会保障制度の維持や充実に欠かせないものだと思います。学校や公園などのインフラ整備や医療や年金、福祉などの社会保障制度は税金によって賄われています。他にも財政赤字を解決し、国債などの借金が増えることを防ぐ役割もあるそうです。つまり税金とは私たちが快適で豊かな暮らしを過ごすことに必要不可欠ということが分かりました。

今までは税のことについて深く考えることはありませんでした。だから「なぜ税なんてあるのだろう？物を買うとき余計に高くなるから無くなればいいのに」と思っていました。ですが今回、税について調べたことによって税の有用性がよく分かりました。税があることで今の生活があることがよく分かりました。今、私たちに関係があるのは消費税くらいです。しかしこれから大きくなるにつれて私たちの人生に関わってくる税は増えてきます。その時のためにも税についてよく学んでいきたいと思いました。

り旅行者は駐車場代だけ出してごみを置いていく人が多い。高齢者が多い天川村は税収も少ない。だからこそ、村の経営を考えたら、もっと旅行者に負担をしてもらってもよいのではないかと思うのだ。

二つ目は、高齢の子育て世代は税金を減らしてほしいことだ。僕の父はもうすぐ定年だ。しかし、僕もまだ中学三年生、妹は小学三年生である。母がいとも言うが、「これからお金が必要。親の年齢と子どもの年齢を考えて税金を減らしてくれないかな」ということである。結婚が遅くなってきている現代、年齢が高くなると、将来の不安もあって子どもを産むことができなくなることもあるだろう。少子化社会を何とかしなければ、尚更、高齢でも子を持てる環境が必要ではないのか。うちもとても不安である。

三つ目は、給食の無料化である。母はとても喜んでいたが、家で夕飯を食べるときには反対の意見も出てきた。わが子が食べる分はやはり子を育てるという意味もふまえて、保護者が払うべきではないかと思うのだ。そこにも少なからず村民の税金が使われているはずだ。みんなが頑張って働いて払ってくれている税金で、僕たちはご飯を食べていいのかなと思う部分もある。いろいろな家庭を支えている、こういう取り組みであることは理解しているが、このことについては、納税の段階評価でいいのではないかと思った。

僕が天川村に住んで十四年たつ。その十四年は父や母、祖父母や兄弟に守られて育ったと思っていたが、それだけではなく実は村に守られて育ってきたことが分かった。そして後三年で成人となる僕たちは、もっともっと税金について考え、将来の自分だけでなく、将来の子どもたちやお年寄りが幸せに暮らしていけるよう、考えていかなければならないと思った。税金を考えることは人生について考えること。その気持ちを大事にしたい。

のため、外国人の方は入湯税があることを知るとびっくりするそうです。

日本で一番新しい税金は二〇一九に定められた国際観光旅客税です。国際観光旅客税とは日本から出国する際に日本人にも外国人にも両方に課税される税金です。国際観光旅客税は観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために定められました。一回の出国につき千円ほどかかり、船舶や飛行機の手ケットに上乗せする形で支払われています。

日本の税金は飛鳥時代頃に生まれ現在まで続いています。国民の生活を豊かにするために支払っている税金ですが、使い方を間違っている人たちもいます。ニュースでも度々放送されている国会議員の海外視察ですが、税金を使っている国会議員の海外視察なども含め年に五億円ほどつかわれているようです。直近では、三か月もの間に九十人もの議員が海外視察に行き五千万円もの税金を使っているという記事も見かけました。それはただの旅行にしか思えません。

税金の本当の使い道を国民が理解し、少しずつ節約することも大事なのではないかと思えます。税金は子どもたちの教育から高齢者の介護まで生涯の生活を支えていくものです。税金の大切さをしっかりと学び、これから先、大人になっていく子どもたちへの教育をもっと高めていくといいのではないかなと感じました。

乳がん個別検診のご案内

6月より乳がんの個別検診の受付を実施しています。受診を希望される人は下記までお申込み下さい。今まで乳がん検診を受けたことがない方、乳房に心配のある方、特にこれまでの検診で「経過観察」や「要精密検査」などの判定の方は、積極的に受診ください。

- 受診対象**：天川村に住民票をおく、40歳以上の女性
※受診回数は2年に1度とされています。
昨年受診された方は今年度受けることができません。
- 受診病院**：南奈良総合医療センター、鎌田医院田園診療所
※受診を希望される病院に各個人でご予約の上、受診ください。
- 個人負担金**：1,500円
- 申込み方法**：ほほえみポート天川窓口へお越し下さい。受診券を発行します。
- 申込み受付期間**：令和6年2月29日まで

※日ごろの自己検診が乳がんの早期発見にはとても重要です。

正しい方法を理解し、日ごろから実施するよう心がけてください。

※自己検診の方法についてのパンフレットをご希望の方は保健師までご連絡ください。

子宮がん個別検診のご案内

6月より子宮がん個別検診の受付を実施しています。この検診は、直接医療機関で検診を受けていただく個別検診を実施しています。子宮がん検診（集団）に、体調不良などで受診できなかった人もこの機会にぜひ受診ください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 受診対象**：天川村に住民票をおく、20歳以上の女性。
- 受診病院**：奈良県下で子宮がん（婦人科）検診を実施している医療機関
（個人でご予約の上、受診してください。）
- 個人負担**：2,000円
- 申込み方法**：ほほえみポート天川窓口へお越し下さい。
受診券を発行します。
- 申込み受付期間**：令和6年2月29日まで



下記の生年月日に当てはまる方は令和5年度の個人負担が無料となります。
この機会に是非受診して下さい。

乳がん検診

40歳 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日
45歳 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日
50歳 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日
55歳 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日
60歳 昭和37年4月2日～昭和38年4月1日

子宮がん検診

20歳 平成14年4月2日～平成15年4月1日
25歳 平成9年4月2日～平成10年4月1日
30歳 平成4年4月2日～平成5年4月1日
35歳 昭和62年4月2日～昭和63年4月1日
40歳 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日

胃内視鏡検診のご案内（個別検診）

6月より胃内視鏡検診（胃カメラによる検診）を開始しております。この検診は直接医療機関で検診を受けていただく個別検診となっています。

●**受診対象**：天川村に住民票をおく、50歳以上の方。

※2年に1回の受診になります。

今年度受診された方は、来年受けることはできません。

●**検査方法**：胃カメラによるがん検診

●**受診病院**：南奈良総合医療センター

●**個人負担**：2,500円

●**申込み方法**：ほほえみポート天川窓口へお越しください。

受診券を発行します。

●**申込み受付期間**：令和6年2月29日まで



※ 受診上の注意点 ※

病院の検診体制上、**1日に2人まで**しか胃カメラの予約をすることができません。血液をサラサラにするお薬を服薬されている方はこちらの検診を受けることができません。

はたちの献血 キャンペーン

はたちの献血キャンペーン：1月1日～2月28日



毎年、冬季は血液が不足します。近年は特に献血者の減少がみられ、冬場の血液不足は深刻になっています。そこで、はたちを迎える若い方を中心に献血のご協力をお願いしています。奈良県では常に血液が不足しており、近隣の府県に血液を頼んでいるような状況です。血液は、一刻をあらそう患者さんの命をつなぎます。現在の科学では、人工的に血液を造ることはできません。みなさんの善意のご協力が、現代の医学を支え、命をささえています。どうぞよろしくお願いします。

ご不明な点につきましては、ほほえみポート天川内健康福祉課保健師までお問い合わせ下さい。

連絡先 ☎63-9110



ポート天川 1月の予定表

日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみ ポート天川 保健事業	歯科診療所
		午 前 (受付 午前 8 : 30 ～11 : 00)	午 後 (受付 午後 1 : 30 ～ 3 : 30) (木曜日のみ午後2 : 00～3 : 30)		午前受付 8 : 30～11 : 00 午後受付 1 : 30～ 4 : 00 ※予約優先
16	火	診 察	検 査 日		診 察
17	水	診 察 1 松村医師、2 庄司医師	検 査 日		診 察
18	木	休 診	診察(西尾医師)		
19	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室	診 察
20	土	閉 館 日			
21	日	閉 館 日			
22	月	診 察	診 察		
23	火	診 察	検 査 日		診 察
24	水	診 察 1 松村医師、2 庄司医師	検 査 日		診 察
25	木	休 診	診察(西尾医師)		
26	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室	診 察
27	土	閉 館 日			
28	日	閉 館 日			
29	月	診 察	診 察		
30	火	診 察	検 査 日		診 察
31	水	診 察 1 松村医師、2 庄司医師	検 査 日		診 察

見える所に貼り、ご活用下さい。



国保診療所・ほほえみ

日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみ ポート天川 保健事業	歯科診療所
		午 前 (受付 午前 8 : 30 ～11 : 00)	午 後 (受付 午後 1 : 30 ～ 3 : 30) (木曜日のみ午後2 : 00～3 : 30)		午前受付 8 : 30～11 : 00 午後受付 1 : 30～ 4 : 00 ※予約優先
1	月	閉 館 日			
2	火	閉 館 日			
3	水	閉 館 日			
4	木	休 診	診察(西尾医師)		
5	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室	診 察
6	土	閉 館 日			
7	日	閉 館 日			
8	月	閉 館 日			
9	火	診 察	検 査 日		診 察
10	水	診 察 1 松村医師、2 庄司医師	検 査 日		診 察
11	木	休 診	診察(西尾医師)		
12	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室	診 察
13	土	閉 館 日			
14	日	閉 館 日			
15	月	診 察	診 察		

* 医師不在時は投薬できません。薬の切れる方は早めに受診して下さい。

* 整形外科診療は水曜の午前のみです。

*** 診察を受けずに投薬はできません。**

* 歯科診療所は予約優先となっています。受診時は事前にご連絡下さい(☎ 6 3 - 0 1 2 6)



家が空き家になったら

一生住む予定だった家を、病気など身体的な理由や村外に住む家族との同居などで、手放すことがあります。また亡くなった時に所有している家をどうするか決めていないと相続人が困って空き家になったまま放置されることもあります。困る前に『家じまい』について考えてみませんか？

空き家になっている実家や今の住まいについて空き家になったときに備えて『家じまい』について空き家博士に聞いてみましょう。

家じまいを考えたときに、まずは所有している土地建物の把握が大切じゃ。

それから家を親族や近隣の方で活用するのか、不動産業者や空き家バンクを活用して借り手や売り手を探すのか、解体するのかを考えてみよう。



空き家博士
お家の問題に
詳しい博士

所有不動産を把握し、お家の今後について考えたら、次に家の状態を把握するのじゃ。ライフラインの契約・荷物・お仏壇・改修箇所を確認して、墓じまい・敷地や農地の草刈りなどの管理等を今後どうするか考えてみよう。



不動産相続に備えてエンディングノートや遺言書の準備

お家の相談対応をしていると、仲の良い家族や親族でも相続の時にトラブルになってしまうことがあります。また家族とはいえ、荷物の整理になかなか手を付けることができません。不動産など資産がある場合は、遺される家族や親族の事を考えてエンディングノートや遺言書を準備してみませんか？相続やお家の状況について書いてあると家族や親族の不要なトラブルを防ぎ遺族の心を癒すことにも繋がります。

所有不動産は？

自身で購入した不動産であれば把握できていますが、代々受け継いだ土地や相続した不動産の場合は、山林や農地など把握していなかった土地があったり、建物が未登記だったり、建て替えた時に建物の登記を更新していないこともあります。

法務局で登記簿謄本を取得して確認してみましょう。

次に不動産を使用する人は？

所有している不動産を今後、子孫や親族などで使用するのであれば相続することで解決します。しかし使用する人がいない場合は、『近隣の方に声をかけてみる』『不動産業者に依頼する』『空き家バンク制度を利用する』『解体をする』などお家の今後について家族や親族と相談してみましょう。

お家の状態は？

空き家になり、管理をしていない場合は、建物の劣化の進行がはやくなります。

建物の改修箇所を把握して、早急に改修が必要なところは応急処置をしましょう。また仏壇や墓じまいはお寺や購入先に相談しましょう。

管理で大変になるのが庭や農地です。もし使用しなくなった場合は、草木等の管理について、自身で作業するか近隣の方や管理業者に依頼するか考えましょう。

荷物は処分する？

空き家には大量の荷物がああり整理するのに時間と費用を要して、手放すタイミングを逃してしまうこともあります。まずはちょっとずつ『必要なもの』『不要なもの』に分けて、不要なものはリサイクルするか処分するか考えましょう。業者に依頼して荷物を処分する場合は、費用がどれぐらいかかるか見積もりを取得しておくとかを手放すときにスムーズに進めることができます。



産前産後期間の国民健康保険税が 減免されます！

住民課国民健康保険係
☎63-0321 内線161

子育て世代の負担軽減や次世代育成支援の観点から、令和6年1月より、国民健康保険被保険者が出産した場合、産前産後の一定期間の国民健康保険税が免除されます。

出産予定日または出産日が属する月の前月からの4ヶ月間（2人以上の多胎妊娠の場合は6ヶ月間）の国民健康保険税が免除されます。
免除にあたっての所得制限はありません。

免除期間

※この制度の「出産」とは妊娠85日以上の分娩で、死産・流産・早産の場合も対象となります。

●単胎の場合



出産予定月の前月から出産予定月の翌々月まで免除されます。

●2人以上の多胎の場合



出産予定月の3ヶ月前から出産予定月の翌々月まで免除されます。

- ※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。
- ※年税額から減額されるため、免除対象期間の保険税が0円になるとは限りません。
- ※保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。
- ※出産予定月の6ヶ月前から届出ができます。（出産後の届出も可能です。）

届出に必要な書類

- ①本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
※別世帯の方が申請される場合は、世帯主からの委任状が必要となります。
- ②産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ③母子健康手帳（出産前に申請する場合）
※出産後に届出を行う場合は、親子関係を明らかにする書類

てんいち先生



令和 6・7 年度 天川村競争入札参加資格審査申請書提出について

天川村が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等並びに物品購入・役務提供等の競争入札及び随意契約に参加を希望される方は、申請要領に基づき登録申請してください。

受付期間

令和 6 年 2 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日(土・日・祝日を除く。午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時)

提出方法

持参・郵送どちらでも可。(郵送の場合は 2 月 29 日までの消印有効)

※郵送の場合は受領書返信のため、返信用の封筒(切手を貼った物)かハガキを同封してください。

建設工事

◎提出書類(必須提出書類)

※A 4 版ファイル綴じ(色指定 - 緑色)

- ①一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
- ②営業所一覧表
- ③業態調書
- ④委任状(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑤経営審査事項結果通知書(写し)
※最新の経営審査事項結果通知書の写し
- ⑥使用印鑑届け(原本)
- ⑦印鑑証明書(写し)
- ⑧商業登記簿謄本(法人の場合のみ:写し)
- ⑨建設業許可証明書(写し)
- ⑩工事経歴書(経営事項審査申請時の書類:写し)
- ⑪納税証明書(直前年度決算分:写し)

物品製造等

◎提出書類(必須提出書類)

※A 四版ファイル綴じ(色指定 - 赤色)

- ①一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(様式一～三)
- ②営業所一覧表
- ③委任状(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ④使用印鑑届け(原本)
- ⑤印鑑証明書(写し)
- ⑥商業登記簿謄本(法人の場合のみ:写し)
- ⑦納税証明書(直前年度決算分:写し)

提出場所

〒638-0392

奈良県吉野郡天川村沢谷60番地 天川村役場
地域政策課 ☎0747-63-0321 (内151)

有効期限 令和 6・7 年度

申請様式

国土交通省統一様式(A 4 版)または、天川村ホームページより様式をダウンロードしてください。

測量・建設コンサルタント等

◎提出書類(必須提出書類)

※A 四版ファイル綴じ(色指定 - 黄色)

- ①一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(様式一～三)
- ②営業所一覧表
- ③業態調書
- ④技術者経歴書
- ⑤委任状(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑥使用印鑑届け(原本)
- ⑦印鑑証明書(写し)
- ⑧商業登記簿謄本(法人の場合のみ:写し)
- ⑨登録証明書等(写し)
- ⑩測量等実績調書(写し)
- ⑪納税証明書(直前年度決算分:写し)

納税証明書について

- 1 国税(消費税及び地方消費税を含む)
 - ・ 法人の場合…納税証明書「その3の3」
 - ・ 個人の場合…納税証明書「その3の2」
- 2 都道府県税
「都道府県税について未納のない証明」でも可
- 3 市区町村税
「市区町村税について未納のない証明」でも可
- 4 その他(天川村内業者のみ)
天川村に住所を有している役員で村に納めるべき税の滞納がない証明。

＼さくら広域環境衛生組合からのお知らせ／ 物品・製造・役務等の入札参加資格審査申請を受け付けます

令和6・7年度『さくら広域環境衛生組合が発注する物品購入または製造の請負、役務契約』（ただし、建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く）にかかる指名競争入札参加資格審査申請の受付を行います。審査を希望する場合は、次の手続きに従い書類を作成のうえ、期限内に提出して下さい。

※さくら広域環境衛生組合は、大淀町・下市町・黒滝村・天川村・川上村・東吉野村の一般廃棄物（ごみ）を共同処理する一部事務組合です。

受付期間

令和6年1月17日（水）～2月16日（金）
午前9時～正午、午後1時～午後5時（時間厳守）

※土曜日、日曜日、祝日は除きます。
※期間が過ぎた場合は受付出来ません。

提出部数

1部。申請用紙については、さくら広域環境衛生組合で配布します。また、大淀町ホームページからもダウンロードできます。

申請様式

組合様式（国土交通省様式可）

申請方法

持参または郵送で申し込んで下さい。郵送の場合は2月16日（金）までの消印有効とします。

提出先・問い合わせ先

さくら広域環境衛生組合事務局
☎0746-47-2215
〒639-3121 大淀町西増596-3

選挙人名簿の登録について

選挙人名簿12月定時登録（令和5年12月1日）

令和5年12月1日山村開発センター会議室において選挙管理委員会が開催され、選挙人名簿の定時登録が行われました。

今回の定時登録による選挙人名簿者数は、次の表のとおりです。

	男	女	合 計
R5.9.1 の選挙人名簿登録者数（定時登録）	537	598	1,135
名簿抹消者数	8	8	16
名簿登録者数	0	2	2
R5.12.1 の選挙人名簿登録者数	529	592	1,121

村税等の納期について

1月31日（水）は、

住民税第4期・国民健康保険税第7期・後期高齢者医療保険料第7期
の納期限日です。

お手元の納付書により納付をお願いします。口座振替の方は、預金の準備をお願いします。

※納期内の納付にご協力ください。納期内の納付は、徴収経費の削減につながります。

議会だより

令和5年

第4回天川村議会定例会

令和五年第四回天川村議会定例会が12月8日(金)から12月13日(水)まで開かれ、次の議案が議決されました。

■天川村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて【承認】

■特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて【承認】

■一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて【承認】

■令和五年度天川村一般会計補正予算(第三号)の専決処分の承認を求めることについて【承認】

■天川村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について【可決】

■天川村下水道事業の設置等に関する条例の制定について【可決】

■天川村議会議員及び天川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について【可決】

■天川村特別会計条例の一部を改正する条例について【可決】

■天川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について【可決】

■弥山山小屋設置条例の一部を改正する条例について【可決】

■令和五年度天川村一般会計補正予算(第四号)について【可決】

■令和五年度天川村国民健康保険直診勘定特別会計補正予算(第一号)について【可決】

■令和五年度天川村介護保険特別会計補正予算(第二号)について【可決】

■令和五年度天川村簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)について【可決】

■天川村営入浴機能施設「洞川温泉ビジターセンター」の指定管理者の指定について【可決】

詳しい内容については、別冊議会だよりをご覧ください



消費生活相談

悪質な契約をしてしまった、ある製品を使ってけがをしてしまったなどの消費生活に関するトラブルを専門の相談員に相談できます。

●開催日時

1月11日・18日・25日

毎週木曜日

午後1時～午後4時

●開催場所

大淀町役場

●お問い合わせ先

大淀町役場 人権住民保険課

☎0747-52-0001

令和6年度国有林モニター募集

国有林の事業運営等について、国民の皆さまの理解を深めるとともに、ご意見やご要望をお聞きして国有林野行政に反映させるため、国有林モニターを募集します。

●**任期** 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

●**対象** 森林・林業及び国有林に関心のある成人の方。

ただし、国会及び地方議会の議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、令和3年度から令和5年度まで3年間連続して国有林モニターを務められた方は除きます。

●**応募締切** 令和6年2月9日(金)

●**詳細** 募集の詳細は、近畿中国森林管理局ホームページをご覧ください。

近畿中国森林管理局 国有林モニター

で検索



●**お問い合わせ** 近畿中国森林管理局 総務企画部 企画調整課 林政推進係

奈良県医師会の学術部会が行う健康相談のお知らせ

お気軽にご利用下さい。なお、健康相談は無料相談のみで、診療・検査等はありませんので、あらかじめご了承ください。

●目に関する健康相談（眼科医会）

1月9日(火)

午後2時00分～午後3時00分

予約必要

●精神科に関する健康相談（精神々経科部会）

1月12日(金)

午前10時00分～午前11時00分

予約必要 ※受付締切1月5日(金)

●内科疾患に関する健康相談（内科部会）

1月24日(水)

午後2時00分～午後3時00分

予約必要

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止になる場合がございますので、必ず事前にお問い合わせ下さい。

場 所： 奈良県医師会館・1階 県民健康サービス室（近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分）

連絡先： 〒634-8502
橿原市内膳町5-5-8
奈良県医師会各主催部会
(☎0744-22-8502)



年金相談・お手続きの際に／
年金相談の予約をご利用ください！
ご都合にあわせて、スムーズに相談できます！

日本年金機構から
のお知らせ

年金相談予約のながれ



ご予約の際は、基礎年金番号がわかるもの（基礎年金番号通知書や年金手帳など）をご準備ください。

1 事前に相談日をご予約

電話またはインターネット



※インターネット予約は老齢年金の相談・請求手続きのみご利用いただけます。

2 相談日に年金事務所へ



【相談可能時間】

月曜日※ 9：00～18：00

火～金曜日 9：00～16：00

第2土曜日 10：00～15：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日

翌日以降の相談日から予約できます

予約受付専用電話番号

0570-05-4890

050から始まる電話でおかけになる場合は03-6631-7521におかけください。

【予約受付時間】

月～金（平日）8:30～17:15

※土日祝日、年末年始を除く

【予約できる相談・手続き】

各種年金請求（一時金を含む）手続き
年金見込額・年金記録の確認
年金の受取口座変更手続き
各種通知書の内容確認・再交付申請

翌々日以降の相談日から予約できます インターネット予約

日本年金機構 予約相談



↑インターネットで検索↑

【予約受付時間】

毎日（土日祝日含む）8：00～23：30

※システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。

【予約できる相談・手続き】

老齢年金の相談
請求手続きのみ



↑スマートフォンからの↑
予約はこちら

確定申告無料相談会の開催について

住民課 税務係

☎63-0321 (内線162)

税理士による確定申告無料相談会を開設しますので、確定申告もしくは相談を希望される方は是非ご利用ください。

日時 2月16日(金) 9時30分～16時
※昼休み(正午～午後1時)の休憩をはさみます

場所 天川村山村開発センター
1階 住民ホール
※交通事情や天候等により、相談開始時間が遅れる場合があります。

⚠資産(土地・建物や株式等)の譲渡、譲与税・相続税・山林所得の相談は行いませんので、これらの相談が必要な場合は、直接吉野税務署にご相談ください。

申告に必要なもの

- ・マイナンバー(個人番号) 確認書類
- ・印鑑
- ・前年分申告書の控え
- ・所得控除に係る各種証明書
- ・給与所得及び公的年金の源泉徴収票
- ・決算書、収支内訳書等の控え
- ・還付金を受け取る口座が分かるもの(※)
※マイナンバーカードに公金受取口座を紐付けている方は不要です

吉野税務署からのお知らせ

令和5年分 所得税及び復興特別所得税・贈与税の確定申告は3月15日(金)までです

吉野税務署で確定申告の申告相談を希望される方へ

●確定申告会場の開設期間

2月16日(金)～3月15日(金)(土・日・祝日を除く)

●相談受付時間 16時まで

(混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります)

●**入場** 「入場整理券」が必要です(LINEでの事前発行が便利です)

▶確定申告会場では、スマートフォンを利用した申告書の作成を推進しています。

ご自身の「スマートフォン」と「マイナンバーカード」に加え、「マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号(4桁・6桁以上)」をご持参ください。(取得している方のみ)

⚠ご注意ください!

「土地や建物等の譲渡所得」、「金地金などの総合譲渡」、「山林所得」、「贈与税」の相談は、担当者が従事している「曜日指定」での対応となります。

相談日: 上記開設期間中の 月・木・金曜日 (2/29(木)は除く)

スマホで確定申告 試してみませんか!?

STEP 1

国税庁ホームページへアクセス

- ・確定申告期間中は24時間いつでも利用OK

STEP 2

申告書を作成

- ・画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され簡単に作成できます

STEP 3

国税庁ホームページから e-Tax で送信

e-Tax の送信方法は2通り

マイナンバーカード方式

- ①マイナンバーカード +
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ

マイナンバーカードをお持ちでない方は… ID・パスワード方式

- ①ID(利用者識別番号)
- ②パスワード(暗証番号)

印刷して郵送等で提出も可能です

自衛官募集のお知らせ

【自衛官候補生】

1 応募資格

18歳以上33歳未満

※但し、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者

2 受付期間

年間を通じて受け付け

3 試験科目

筆記試験、口述試験、適正検査、身体検査 及び総歴評定

※総歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するものです。

4 試験日程

受付時にお知らせします。

5 合格発表

試験時にお知らせします。

6 入隊時期

採用予定通知書でお知らせします。

●お問い合わせ

自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所

☎0747-22-3789

ごみの分け方と 出し方動画を 放送しています

住民課
☎63-
0321

さくら広域衛生組合によるごみ処理開始に伴い、ごみの分け方と出し方が変わりました。

皆さまに分かりやすくお伝えするために動画を作成して放送しています。

ぜひ参考にご覧下さい。

●放送日時 毎日 8:00、12:00、20:00（てんかわニュースの放送がある場合はその後）

●チャンネル 自治体放送11チャンネル

また、天川村ホームページにも掲載しており、いつでもご覧いただけます。

暮らしの情報>ごみ・生活環境に関する情報>ゴミカレンダー・分別表ダウンロード



林業退職金共済制度 （林退共）のご案内

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

●制度の特徴

- ・掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

●事業主の皆さまへ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するように指導してください。

●労働者の皆さまへ

- ・事業所が変わるときは共済手帳を忘れずに受け取りましょう。
- ・林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求しましょう。
- ・以前、林業の仕事をされ、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金を受け取っていない可能性があります。

下記へお問い合わせください。

●お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋

1-24-1ニッセイ池袋ビル

電話03-6731-2889 FAX03-6731-2890

ホームページ

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

地域おこし協力隊だより

産業建設課
夏いちご栽培支援担当
大西 幸史



地域おこし協力隊の大西幸史です。協力隊2年目がもうすぐ終わろうとしています。今年はずっと暑い期間が長かったのもあり夏いちごが順調に取れていたため、収穫期間が長くなり奔走した1年だったと思います。そういった中、今年の洞川夏いちごは取材や視察、村外の出荷先からの連絡が前年より多かったため、少しずつではありますが村の特産物として認知され始めたのではないかと考えられます。

また、去年は出来なかった行事への出店や活動、個人販売の解禁、販売期間の延長、別日には塩野地区へ出荷、いちご狩り等させて頂いたことで村内での認知も向上したように思います。

上手く栽培することで歩留まりを向上させることと、いちご狩りや地域のイベントへの出荷といったPR活動にも力を入れることで洞川夏いちごの知名度の向上に努めることを目標として考えています。

たくさんの人に支えられ、今年も無事に乗り切ることが出来ました。この調子でよりいっそう精進しますのと協力隊共々、今後ともよろしく願います。



天川村フォレストパワー協議会では 原木の買取価格を増額しました！

令和5年12月1日より、木質バイオマス燃料（原木）の買取価格が2,000円上がりました。

5,000円 / 1m³ → **7,000円 / 1m³**（令和5年12月1日～）

バイオマス工場（天川村バイオマス利用促進事業生産供給施設）へ原木を出荷する際は、下記の補助制度がありますので是非ご活用ください！「天川村村産材流通促進事業」と併せれば**1m³11,000円**となります。

■天川村民有林間伐促進事業

間伐した面積に応じて補助させていただく制度です。

■補助金額

施業履歴がない場合⇒1haあたり 100,000円

10年以上施業履歴がない場合⇒1haあたり 80,000円

5年～9年施業履歴がないの場合⇒1haあたり 60,000円

※補助の対象の確認については、産業建設課までお問い合わせください。

■天川村村産材流通促進事業

「天川村民有林間伐促進事業」によって伐採された木材をバイオマス工場等へ搬出した場合、搬出量に応じて補助させていただく制度です。

■補助金額 1m³あたり4,000円

お問い合わせ先：産業建設課 63-0321（内線130又は131）

天川村森づくり活動～支援企業による植樹～



【令和5年度活動予定】

企業名：三井住友カード株式会社

植樹面積：1ha

植栽樹種：キハダ400本、ウリハダカエデ100本

9月28日『デッカーズジャパン合同会社』10月2日『TRACE』に続いて、11月13日（月）には『三井住友カード株式会社』が天川村森づくり活動として植樹を行ってくれました。参加初年度の2021年から2年ぶりの植樹活動となりました。森づくりの資金的な支援だけでなく、今年度も企業さんが直接来村され植樹活動を行っていただきました。これからも都市の企業と繋がりを大切にして共に森づくりを推進していきます。

天川村農業委員会だより

11月20日(月) サツマイモ掘り

サツマイモ植えから6ヶ月が経ち、天川小中学校の1、2年生と一緒にサツマイモの収穫を行いました！



みんなでワイワイ楽しみながら力を合わせ、たくさんのサツマイモを収穫することができました。収穫したサツマイモは、1人2個ずつお気に入りのものを選び持ち帰ることができました。

残りのサツマイモは子どもたちに給食でおいしく食べてもらう予定です。



天川小中学校だより

「出会い」を通して、ふるさとへの誇りと強い思いを！

生活科や総合的な学習の時間を中心に、「将来どこで暮らすことになっても支えとなる、ふるさと天川への『誇りと強い思い』を育成する」ことを目指して、「ふるさと学習」を進めてきました。その学習成果を発信するため、11月10日（金）に「ふるさと学習発表会」を開催いたしました。

児童生徒が地域や関係機関のみなさまと出会い、「地域のためにできることに取り組む」、「一緒に村の課題について考え、提案・発信する」ことができた、素晴らしい学習となりました。ご協力いただきました地域・関係機関のみなさまに深く感謝申し上げます。



1年

「はっくつ天川！一年じるし」～わ！わ！わあ！を見つけたよ～

天川って、きれいな所がいっぱい、すごい物もいっぱいでした。



2年

天川のすてきはっけん

村を探検して、優しい方々とふれ合い、人に喜んでもらおうとする「おもてなし」の気持ちを感じました。



3年

ふくして何だろう？

村探検や地域の方々とふれ合いの中で、福祉とは何かを考えました。みんなが幸せに暮らせようように！



4年

山にまつわるふしぎ

生き物の命を守り、私たちの生活を支えている山。私達は山を大切に、守っていかなければなりません。



5年

茶豆をさらに広め隊～害獣との共存～

私達が育てた茶豆をさらに広めるために、村の害獣の実態や対策について調べました。



6年

天川村の郷土料理と最新グルメ

「べたべたおつけ」や「おみ」作りに挑戦！今後は、「いもぼた」の新しい食べ方や味を研究します。



7年

天川村の自然を学ぶ、自然に学ぶ～体験学習や調べ学習を通して～

自然体験や災害の学習を通して、広葉樹を広めたいという思いを強めています。



8年

天川村の歴史及び自然について

村の自然の美しさをPRする動画づくりや南朝に関わる史跡・天和鉾山等についての調査をしました。



9年

天川村の古き良き伝統～後世に伝えたい盆踊り～

洞川・中央・西部地区の盆踊りについて聞き取り調査を行い、資料を後世に伝えます。



1～9年生による全校合唱「翼をください」

違う声、違う持ち味を持つ一人ひとりが、気持ちを一つに声を合わせて、美しいハーモニーを奏でました。子どもたちの一生懸命さに、ぞくぞくするような興奮と感動が得られました。



7～9年生によるダンス発表

7年生「サザエさん」
8年生「め組のひと」
9年生「アイドル」

～special ver.～
会場を大いに沸かせました。

6年修学旅行

10月15日～16日にかけて、広島・宮島方面への6年修学旅行を実施しました。戦争の悲惨さや平和の大切さを学んだり、世界遺産「厳島神社」の美しさに感動したりしました。



11月のごみ収集状況

燃焼
資源

27.34トン 前月比： 90.80% 前年同月比： 107.13%
4.20トン 前月比： 87.50% 前年同月比： 87.32%

不燃
粗大

1.06トン 前月比： 89.08% 前年同月比： 34.30%
1.86トン 前月比： 93.47% 前年同月比： 44.71%

村のうごき



人口 1,237人（-1）



男 600人（-1）



女 637人（±0）



世帯数 647戸（-1）

令和5年11月末日現在（ ）内は前月との比較